

有効期間満了日 令和11年3月31日

熊交規第223号

令和6年4月12日

経過時間表示付き歩行者用交通信号灯器に関する設置・運用指針の制定について（通達）見出しのことについては、別添「経過時間表示付き歩行者用交通信号灯器に関する設置・運用指針の制定について（通達）」（令和6年3月26日付け警察庁丁規発第54号）のとおり運用することとしたので、各警察署にあっては、本指針に基づいた適切な信号機改良の上申に努められたい。その他の所属にあっては、執務の参考とされたい。

なお、「経過時間表示付き歩行者用交通信号灯器に関する設置・運用指針の制定について（通達）」（平成31年4月11日付け熊交規第277号）については、廃止する。

※ 警察庁通達「経過時間表示付き歩行者用交通信号灯器に関する設置・運用指針の制定について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。